

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)					
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
行政改革の推進	(政策1) 社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施	<p>毎年度の機構・定員等審査結果</p> <p>行政改革大綱等のフォローアップ結果</p> <p>公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ・情報公開率 <p>各種申合せの実施状況のフォローアップ結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国所管法人の立入検査の実施状況 ・国所管法人のホームページ開設率 <p>公益法人に従事する職員を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の開催状況 ・研修受講者の満足度 	<p>p (平成13年度～22年度)10%の計画的削減(年1%)</p> <p>(平成13年度～22年度)25%の純減を目指して最大限努力</p> <p>p =</p> <p>p 100%</p> <p>p 100%</p> <p>(指標の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況 ・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 43.5%(平成15年10月1日現在) ・情報公開率 88.0%(平成15年10月1日現在) <p>○各種申合せの実施状況のフォローアップ結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国所管法人の立入検査の実施状況 98.9%(平成15年度末現在) ・国所管法人のホームページ開設率 71.4%(平成15年10月1日現在) 	<p>22年度</p> <p>22年度</p> <p>17年度</p> <p>17年度</p> <p>(指標の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況 ・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 43.5%(平成15年10月1日現在) ・情報公開率 88.0%(平成15年10月1日現在) <p>○各種申合せの実施状況のフォローアップ結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国所管法人の立入検査の実施状況 98.9%(平成15年度末現在) ・国所管法人のホームページ開設率 71.4%(平成15年10月1日現在) 	<p>社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等の審査、各般の行政改革の推進状況を示す「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)及び行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)のフォローアップ、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組を進めしていくことが必要であることから、左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。</p>	<p>国の行政組織等の減量・効率化</p>	<p>毎年度の機構・定員等審査の実施状況</p>	<p>10%の計画的削減(定員)(定員削減計画の後半5年分(18年度～22年度)の計画の策定)</p>	<p>22年度</p>	<p>左記政策の目標達成への寄与の状況を示す左記指標の検証結果により、本施策の進行管理を行うものであり、当該指標の目標値・目標年度は「新たな府省の編成以降の定員管理について」(平成12年7月18日閣議決定)に基づくものである。</p>	<p>機構の新設・改正・廃止・定員の設置・増減・廃止等の審査</p>		

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
行政改革の推進	(政策2) 地方行革の推進	各地方公共団体における行政改革大綱策定率 (参考となる指標) 地方公務員数の推移、ラスパイレス指数の状況	p 100%	18年度	地方行革の推進については、地方公共団体の行政改革についての取組状況を示す行政改革大綱の策定状況、行革にとっての重要な分野である地方公務員の定員・給与の適正化の取組や地方公営企業の経営健全化に向けての取組状況を示す指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	行政運営の質の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	18年度	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るために、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。 (指標の現況) ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成14年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市 71. 9% ・特別区 87. 0% ・町村 49. 4% ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88% ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13. 0%(平成16年4月1日現在)			地方公共団体に対する助言
			p 100%	17年度		地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況	100%	17年度	各地方公共団体の行政需要等の実情にあつた地方公務員の定員・給与の適正化を実現するためには、住民が理解しやすいうように工夫を講じつつ積極的な広報を行うことが重要である。平成17年度から定員・給与の公表が義務づけられたため、全団体で公表することを目標とする。 (指標の現況) ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88%			ラスパイレス指数、地方公務員定員状況の公表	
			p 二	20年度	地方公営企業の経営改善	各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度	地方公営企業の経営健全化や透明性の向上のためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、全地方公営企業において経営計画を策定することを目標とする。目標年度は、平成16年4月に発出した「地方公営企業の経営の総点検について(公営企業課長通知)」を踏まえた地方公営企業の検討・準備期間等を考慮し、平成20年度までとした。 (指標の現況) ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13. 0%(平成16年4月1日現在)			地方公共団体に対する助言	
					土地開発公社の経営健全化の推進	経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額	▲6,500億円(11年度末比)	17年度	土地開発公社の経営健全化を進める上で重要な長期保有土地の処分の促進が、設立地方公共団体の策定した計画どおりに進展しているかを施策の進行管理のための指標及び目標とする。 (指標の現況) ○経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額 ▲3,900億円(平成15年度末現在)			地方財政措置等	
					地方公共団体が行う第三セクターの経営改善	地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率	100%	20年度	経営環境等が各第三セクターで異なる中、経営改善を図るために、出資者である地方公共団体(都道府県・指定都市)が経営の点検評価を行う体制を整備することが必要であり、20年度までにその体制を100%まで整備することを目標とする。目標年度は指針の改定を行った15年度から5年後の20年度とした。 (指標の現況) ○地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率 50%(平成15年3月31日現在)			地方公共団体に対する助言	

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
(政策3) 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	p 数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	17年度	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。また、効果的かつ効率的な行政の推進状況は、評価結果の政策への反映状況から把握できるものであり、(1)各府省における政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況、(2)総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況を本政策の指標として設定する。	政策評価制度の推進	評価の実施及び質の向上の促進 ・実績評価方式における目標の数値化等の割合等 予算要求等政策への反映の促進状況 ・評価結果を政策に反映させる割合 ・予算制度改革の中でのモデル事業や政策群などにおける政策評価の活用推進 情報の公表の促進及び公表内容の充実 ・情報のHP掲載率及び掲載状況等 新分野における評価の実施の促進 ・規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	17年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要件であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。 また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。 また、情報の公表については、HP掲載状況の把握を通じ、掲載率、掲載情報の詳しさ、分かりやすさ、評価の過程で用いたデータ等評価結果以外の情報の公表状況等の観点から、国民への説明責任の状況を分析する。 また、新分野における評価である規制の事前評価について、その実施の促進状況を指標として設定する。	評価の実施及び質の向上、予算要求等政策への反映、情報の公表及び新分野の評価の促進に向けた、各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の督励・調査研究	政策評価に関する統一研修の実施		
	各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	c 一	—	—		—	100% —	17年度 —	—				
	総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	c 評価結果の関係府省における政策への反映	17年度	国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。		評価結果の関係府省における政策への反映	—	17年度	統一性・総合性確保評価については、総務省の行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況をその指標として把握する。 客観性担保評価活動については、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定する。				
	国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況	c 一	—	—		—	—	—	—				
	政策評価制度に関する見直し ・17年4月の評価法施行3年経過を控え、政策評価の制度や運用の見直しに向けた対応状況	c 一	—	—		統一性・総合性確保評価 ・総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況 客観性担保評価活動 ・審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合、目標期間の設定状況、目標達成度合いの判定方法の明確化状況、アウトカムに着目した指標の設定状況等)	数値化等の割合の向上(前年度の実績は約5割)	17年度	統一性・総合性確保評価については、総務省の行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況をその指標として把握する。 客観性担保評価活動については、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定する。				
	政策評価制度に関する見直し ・17年4月の評価法施行3年経過を控え、政策評価の制度や運用の見直しに向けた対応状況	c 一	—	—		—	—	—	—				
(政策4) 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	c 90%(見直し・改善事項数の割合)	17年度	行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あっせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施	勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合)	17年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施	管区局・事務所、行政相談委員等による相談の受付・処理、各種行政相談所の開設、行政苦情救済推進会議の運営		
	苦情あっせん案件の解決率及び解決状況	c 90%(解決率)	17年度	照会・対象業務外案件の処理率 行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例		苦情・要望陳情案件の解決・処理率及び解決・処理状況 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率) 100%(1週間以内処理率)	90%(苦情あっせん案件の解決率) 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率) 100%(1週間以内処理率)	17年度 17年度 17年度 17年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 苦情案件については、あっせんを通じて事案の解決を図ることが行政相談制度の基本であることから、その解決率及び解決状況を指標として設定する。 苦情非あっせん案件及び要望陳情案件については、あっせんを行わない又は至らない理由、単なる要望陳情に類する事案であっせんに適しない旨等を相談者に懇切かつ迅速に説明する必要があることから、その1か月以内の処理率及び処理状況を指標として設定する。 照会・対象業務外案件については、国・地方の行政関係情報について、また、行政関係事案がない旨を相談者に迅速に案内することが必要であることから、その1週間以内の処理率を指標として設定する。				

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他		
(政策5) 行政の透明性の向上と信頼性の確保	行政機関情報公開法等の施行状況	p —	—	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	各府省における情報公開・個人情報保護制度の運用状況 各独立行政法人等における情報公開・個人情報保護制度の運用状況	—	—	各府省及び独立行政法人等における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表		
	行政手続法の施行状況	p —	—		行政手續制度の適正かつ円滑な運用	各府省における行政手続の運用状況	—	—	各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表		
	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	c 100%	18年度											
	地方公共団体の行政手続条例等制定率	c 100%	18年度											
	地方公共団体の個人情報保護条例制定率	c 100%	17年度	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)	地方公共団体の個人情報保護条例制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保、個人情報保護条例による個人情報の管理保護体制の構築が必要であり、これらを全団体で制定することを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年(個人情報保護条例についてはe-Japan戦略による2005年を概ねの目標)とする。						
	行政の透明性の向上と信頼性の確保			地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上等	地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上等	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)						
(政策6) 行政改革の推進	(参考となる指標)													
	人事管理運営方針のフォローアップ結果	p		本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	各種啓発事業の受講率・受講者の満足度	受講率:100% 満足度:100%	17年度	全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図ることが求められ、また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る必要があることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。			各種啓発事業・セミナー実施	各種人事交流状況の調査・公表		
	各種人事交流の実施状況	p			各種人事交流の実施状況	—	—					女性国家公務員の採用拡大状況等のフォローアップ結果の公表		
	女性国家公務員の採用の拡大状況等	p			人材情報データベースの利用件数	—	—							
	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	p			女性国家公務員の採用の拡大状況等	—	—							
	退職準備プログラム等の導入状況	p		(指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省への出向者 2,135人) (平成15年8月15日現在)	公務における多様な人材の確保と活用			(指標の現況) ○各種啓発事業の受講率・受講者の満足度 受講率88% 満足度90%(平成15年度) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省への出向者 2,135人) (平成15年8月15日現在)						
	健康管理・安全管理施策の実施状況	p						(指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省への出向者 2,135人) (平成15年8月15日現在)						
	国家公務員の適正な人事管理の推進◎													
(政策6) 国家公務員高齢者雇用推進	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況			国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	—	—	高齢社会の到来による高齢国家公務員の雇用の計画的推進、退職後の生活にスムーズに適応できるような支援、国家公務員の再就職状況の透明性の確保を図っていく必要があります。左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。					国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進	再就職状況の公表等	
	早期退職慣行の是正状況			平均勤奨退職年齢を3歳以上引き上げ	20年度									
	各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の参考度			参考度:80%	17年度									
	再就職状況の公表状況等			—	—									
(政策6) 国家公務員健康管理・安全管理施策の推進	試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数			—	—									
	国家公務員の健康管理・安全管理施策の参考度			参考度:80%	17年度	「国家公務員福利厚生基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があります。左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。			カウンセラー講習会の実施	国家公務員健康管理週間の実施				
	各府省の担当者に対する職場の安全管理の講習会の参考度			参考度:80%	17年度									
	各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度			参考度:80%	17年度									

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (参考となる指標)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他	
	(参考となる指標) 地方制度状況(検討状況を含む) 市町村合併の状況 各地方公共団体における行政評価導入率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率	p p p c c	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等については、国からの権限や事務の移譲等、地方のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であることから、地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等を分析し、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備について課題や達成状況の把握に努める。	分 権 型 社 会 に 対 応 す る 地 方 制 度・地 方 行 政 体 制 の 整 備 等 に つ い て は、 国 か ら の 権 限 や 事 務 の 移 譲 等、 地 方 の あ り 方 全 般 に 関 わ る も の で あ り、 一 定 の 指 標 等 に よ り 目 標 を 定 め 達 成 状 況 を 測 る こ と は 困 難 で あ る こ と か ら、 地 方 制 度 の 現 況、 市 町 村 合 併 の 状 況、 行 政 改 革 の 取 組 状 況 等 を 分 析 し、 分 権 型 社 会 に 対 応 す る 地 方 制 度・地 方 行 政 体 制 の 整 備 に つ い て 課 題 や 達 成 状 況 の 把 握 に 努 め る。	分 権 型 社 会 に 対 応 す る 地 方 制 度・地 方 行 政 体 制 の 整 備 等 の 検 討	第28次地方制度調査会の審議と歩調を合わせ、「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」、「議会のあり方」等の調査研究を進め、同調査会に適時適切に資料を提供		17年度	真の分権型社会の実現に向けて、地方公共団体が自己決定と自己責任の原則の下、行政事務を的確に処理することができるよう地方自治制度のあり方を検討していくものである。		地方自治法等	地方公共団体に対する助言			
	(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1%(平成16年4月1日年現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%		合 併 後 の 市 町 村 数	市 町 村 合 併 の 推 進	「市 町 村 合 併 後 の 自 治 体 数 を 1000 を 目 標 と す る」という与 党 の 方 針 を 踏 ま え、 自 主 的 な 市 町 村 合 併 を 推 進		21年度	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化を図るために市町村合併を推進することが必要であり、総務省としては、与 党 の 目 標 で ある 「合 併 後 の 自 治 体 数 を 1000 と す る」という目 標 を 踏 ま え 市 町 村 の 合 併 の 特 例 等 に 關 する 法 律 に 基 づ き、 自 主 的 な 合 併 を 強 力 に 推 進 し て い る も の で あ る。 目 標 年 度 は 合 併 新 法 の 期 限 で あ る 21 年 度 な ど と す る。		市 町 村 の 合 併 の 特 例 等 に 關 する 法 律	地 方 公 団 体 に 対 す る 助 言				
	(政策7) 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等◎		市 町 村 の 合 併 の 特 例 等 に 關 す る 法 律 に 基 づ く 基 本 指 針 の 策 定	市 町 村 の 合 併 の 特 例 等 に 關 す る 法 律 に 基 づ く 基 本 指 針 の 策 定		17年度	(指標の現況) ○合 併 後 の 市 町 村 数 2863(平成17年1月4日現在)								
真の分権型社会の実現			各地方公共団体における行政評価の導入率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率	行 政 運 営 の 質 の 向 上、 公 正 の 確 保、 透 明 性 の 向 上	100% 100% 100%	18年度 18年度 18年度	住 民 に 対 す る 説 明 責 任 の 確 保、 職 員 の 意 識 改 革、 成 果 重 観 の 行 政 サ ー ビ ス の 確 立 等 行 政 運 営 の 質 の 向 上 を 図 る た め に は、 各 地 方 公 団 体 に お い て 効 果 的・効 率 的 に 行 政 評 価 を 活 用 す る こ と が 重 要 で あ り、 そ の 取 組 状 況 を 示 す 行 政 評 価 の 導 入 を 全 団 体 で 行 う こ と を 目 標 と す る。 ま た、 地 方 公 団 体 の 行 政 運 営 の 公 正 の 確 保 と 透 明 性 の 向 上 に は、 情 報 公 開 条 例 (要 綱 含 む) に 基 づ く 情 報 公 開、 行 政 手 続 条 例 等 に よ る 行 政 手 続 の 透 明 性 の 確 保 が 必 要 で あ り、 こ れ ら を 全 団 体 で 制 定 す る こ と を 目 標 と す る。 目 標 年 度 は、 本 政 策 の 評 価 を 開 始 し て か ら 5 年 と す る。								
			(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1%(平成16年4月1日年現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%												

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
真の分権型社会の実現	(政策8) 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進 ◎	(参考となる指標) 地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む) 地方公務員数の推移、ラスパイレス指数 地方公共団体における定員、給与の公表状況	p p p	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進については、地方公務員の制度、人材育成等、地方公務員のあり方全般にかかわるものであり、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の人事制度改革の状況、地方公務員数の推移、ラスパイレス指数等について分析し、目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) ○地方公務員数 308万3,597人(平成16年4月1日現在) ○ラスパイレス指数 97.9(平成16年4月1日現在) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 35%(平成16年度末現在)	分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	地方公務員の人事制度改革の推進	-	分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進する。	-	地方公務員法等	地方公共団体に対する助言		
		各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 人材育成等アドバイザーの派遣状況	c p	※再掲 地方公共団体における定員管理制度及び地方公務員給与の適正化の推進等	各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況 地域の民間給与の状況を的確に反映するため、地方公務員の給与のあり方等を研究。	100% 報告とりまとめ	17年度 17年度	各地方公共団体の行政需要等の実情にあった地方公務員の定員・給与の適正化を実現するためには、住民が理解しやすいように工夫を講じつつ積極的な広報を行うことが重要である。平成17年度から定員・給与の公表が義務づけられたため、全団体で公表することを目標とする。 地方公務員の給与について、地域の民間給与の状況をより的確に反映することが重要であることから、人事委員会の機能強化のあり方、参考となる指標の整備等そのための検討を進め、給与の適正化等に資することを目標とする。 (指標の現況) ○各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況(平成15年度末現在) ・定員の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 80% ・給与の公表 ・県、政令市 100% ・市町村 88%	17年度 17年度	地方公務員法等	ラスパイレス指数、地方公務員定員状況の公表 地方公共団体に対する助言		
地方財源の確保及び地方財政健全化◎	(政策9) 地方財源の確保及び地方財政健全化◎	(参考となる指標) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 一般財源比率 地方債依存度 借入金残高 地方債計画における地方債資金の確保状況 地方財政対策の実施状況 地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況 公債費負担適正化計画の完了割合	p p p p p p p p p	地方財源の確保及び地方財政の健全化については、地方財政制度に関わるものであり、地方税收入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷、恒久的な減税に伴う影響、累次の景気対策等による公債費の急増等様々な要素があることから、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、当該政策に関する主要な情報を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 ○地方財政計画の規模 平成16年度 84兆6,669億円 ○一般財源比率 平成16年度 63.1% ○地方債依存度 平成16年度 11.8% ○借入金残高 平成16年度 203兆円 ○地方債計画の規模 平成16年度 17兆4,843億円	地方財源の確保等	地方財源の所要額の確保状況 地方債資金の所要額の確保状況	所要額の確保	毎年度	住民生活に密着する行政を担う地方公共団体の活動に必要な財源を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とするものである。	毎年度	地方財政計画の策定 地方債計画の策定	地方財政白書の作成・公表	
				地方公共団体の公債費負担の適正化	公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了の割合	100%	毎年度	市町村の策定した公債費負担適正化計画の完了により、当該市町村の公債費負担の適正化が図られたと考えられることから、当該計画の目標年度に計画が完了した市町村の割合により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了割合 100%(平成16年度)	毎年度	計画を策定している市町村に対する地方財政措置	地方公共団体に対する助言		

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
真の分権型社会の実現	(政策10) 分権型社会を担う 地方税制度の構築◎	(参考となる指標) 地方税制改正の概要 国・地方の財源配分 道府県税及び市町村税の税収構成比 歳入総額に占める地方税の割合の推移 地方税収の推移 国民負担率の内訳の国際比較	p c c c c c c	本政策は、その時代の社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら検討され、毎年度の税制改正によって具体化されるものであることから、予め一定の指標等により目標を定めその達成状況を図ることは困難であり、当該政策を取り巻く状況を示す重要な情報(参考となる指標)を総合的に勘案して目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) ○国・地方の財源配分 平成14年度 57.9%:42.1% ○道府県税及び市町村税の税収構成比 平成14年度 41.4%:58.6% ○歳入総額に占める地方税の割合の推移 平成14年度 34.4% ○地方税収の推移 平成14年度 32.2兆円 ○国民負担率の国際比較 平成16年度 35.5%	毎年度の地方税制度の見直し	税調の答申等を踏まえ、税制改正法案を通常国会に提出し、年度内成立を目指す	毎年度	地方税制度の見直しについては、税制調査会の答申等を踏まえ、具体的な内容の検討を進め、年度末に地方税法改正法案を国会に提出し、この改正による施策の周知徹底を図っていくものである。 また、毎年度の改正を周知徹底することにより施策が着実に実施されることになることで、地方税の充実確保を図るものである。		地方税法等			
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 PFI研修会の実施状況	p p c p	活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの具体的な目標は、様々な価値観、地域の実情等により異なり、一定の指標により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の抱える課題と、各地方公共団体が自ら考え自主的に取り組む事業を支援する総務省の施策の活用状況等を分析し、目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) ○団体数(平成15年度末) ・循環型社会形成事業 154団体 ・少子高齢化対策事業 136団体 ・地域資源活用促進事業 52団体 ○JETプログラムの招致人数6103人、招致国数 51カ国(平成16年度) ○過疎地域自立促進計画の進捗率 82.4% (平成15年度末現在) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)	地方公共団体の地域づくりの支援	循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の実施を予定している団体に対する対応状況	事業計画提出団体への対応	毎年度	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業等の事業について、財政措置を講ずることとしており、事業計画提出団体への対応状況を施策の進行管理の指標とするものである。		地方財政措置		
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 PFI研修会の実施状況	p p c p	地方公共団体の国際化施策の推進	JETプログラムの招致人数、招致国数	地方公共団体からの要望人数の確保	毎年度	地方公共団体の国際化の取組を支援するため、JETプログラムについて、地方公共団体からの要望人数を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とする。 (指標の現況) ○JETプログラムの招致人数 6103人、招致国数 51カ国(平成16年度)		JET配置活用計画の取りまとめ 地方財政措置			
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 PFI研修会の実施状況	p p c p	地方公共団体におけるPFI事業の推進	関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況	3回	17年度	PFI事業を実施するためには、法務・金融等の専門的知識が必要であり、地方公共団体向けの研修会等の実施状況により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況 3回(平成16年末現在)		PFI研修会等の実施 地方公共団体に対する情報提供			
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 PFI研修会の実施状況	p p c p	過疎地域の自立促進	過疎補助事業により整備した交流施設利用者数 難視聴解消世帯数 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	施設整備に当たり、各市町村が設定した利用見込み者数 1,000世帯 10万人(対平成14年度比)	17年度 17年度 17年度	交流施設利用者数、難視聴解消世帯数等は過疎地域の自立促進への貢献状況を示すものであり、これらにより本施策の進行管理をするものである。目標値は施設計画時の見込み、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人(暫定値)(平成15年度末)	地域間交流施設整備事業 民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業 移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎地域自立促進特別措置法	地方公共団体に対する助言 シンポジウム等啓発 「過疎対策の現況」の作成		
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 PFI研修会の実施状況	p p c p	辺地に係る財政上の特別措置の実施	辺地数	150程度減少	17年度	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、財政上の特別措置の実施によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の進行管理をするものである。目標値は、過去3か年の実績を参考にしたものである。 (指標の現況) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)		地方財政措置(辺地債)			

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユ ビ キ ス ネ ツ ト 社 会 (政策12) 利用者本位の行政 サービスの提供及 び簡素で効率的な 政府の実現に向け た電子政府・電子 自治体の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 業務・システムの最適化計画の策定率 人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数 総務省の行政手続のオンライン利用件数 電子申請が可能な地方公共団体の割合	p p p p p c	対17年度2割増加 3,000万件 100% 全府省等 対前年度2割増加 100%	18年度 18年度 17年度 19年度 17年度 17年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。 (指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在) ○業務・システム最適化計画の策定率 13%(平成16年11月末現在) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%)	各府省における行政情報化の推進 総務省所管行政の情報化の推進 地方公共団体の情報化の推進(住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等)	申請・届出等手続等におけるオンライン利用件数 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 業務・システムの最適化計画の策定率 人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数 民間側の契約担当者の契約所要時間を短縮 行政手続のオンライン利用件数 電子決裁率 インターネットによる情報提供容量 無線局免許申請手続き等における電子申請件数 電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子納付が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	対17年度2割増加 3,000万件 100% 全府省等 40% 対前年度2割増加 対前年度比増 提供容量の増加(対前年度比) 対16年度2倍増 100%	18年度 18年度 17年度 19年度 18年度 17年度 17年度 20年度 17年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はモデル事業に係る目標や「電子政府構築計画」(2004年(平成16年)6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)及び業務・システム最適化計画に基づくものである。 (指標の現況) ○業務・システム最適化計画の策定率 13%(平成16年11月末現在) 左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。指標のうち、行政手続のオンライン利用件数・電子決裁率・インターネットによる情報提供容量の目標値は、「e-Japan重点計画一2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)及び「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)に基づき策定したものであり、無線局免許申請手続き等における電子申請件数の目標値は、電子政府関係モデル事業で掲げたもの。 (指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在) ○電子決裁率 33.1%(平成15年度累計) ○インターネットによる情報提供容量 278,706MB(平成15年度) ○無線局免許申請手続き等における電子申請件数 273件(平成16年12月末現在)	行政情報サービスシステム等整備経費等 人事・給与関係業務情報システムの整備・ 電子契約システムの構築のためのシステム設計 新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等 総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化に必要な経費	電子政府構築計画の改定及びフォローアップ 人事・給与関係業務情報システムの整備・ 電子契約システムの構築のためのシステム設計 新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等 総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化に必要な経費	オンライン利用の普及啓発 電子政府構築計画の改定及びフォローアップ 人事・給与関係業務情報システムの整備・ 電子契約システムの構築のためのシステム設計 新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等 総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化に必要な経費 電子自治体推進経費 次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業 住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証制度の普及啓発等

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユ ニ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (政策13) 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	加入者系光ファイバ網集線点光化率 プロードバンド・ゼロ地域 電気通信事業者数の推移 電気通信サービス料金の低廉化の状況	c 100%	17年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、その主要分野である各施策の指標のうち、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠な光ファイバ網等の整備状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。 (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80%(平成15年度末現在) ○電気通信事業の市場規模 ・第一種電気通信事業の売上高16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移 12,873社(平成16年12月1日現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成16年12月1日 フュージョン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	c 二	二	加入者系光ファイバ網集線点光化率 プロードバンドの市町村別普及状況 研究開発等の状況	100% 毎月把握 研究開発等の実施	17年度 17年度 21年度	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を示す加入者系光ファイバ網集線点光化率、プロードバンドサービスの市町村別普及状況、IPバックボーン(基幹中継網)の強化による研究開発等の状況により本施策の進行管理を行うものである。なお、加入者系光ファイバ網集線点化率の目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。 (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80% (平成15年度末) ○プロードバンドの市町村別普及状況(プロードバンドが全く提供されていない市町村の割合) 10.9%(平成16年11月末現在)	加入者系光ファイバ網設備整備事業 次世代バックボーンに関する研究開発	財政投融資、税制	
							IPv6の普及促進	IPv6利用状況	平成15年度と比較し、IPv6サービス提供可能世帯数、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加	17年度	本政策の実現に貢献するIPv6利用促進の状況を評価するには、IPv6サービス提供可能世帯数、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加によりIPv6利用状況を把握することが有効であり、本指標により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○我が国のIPv6アドレス割当組織数 69(平成16年8月末現在)	「インターネットのIPv6への移行の推進」実証実験等	国際会議、税制等
（u - J a p a n ） の 実 現 等	電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 プロードバンド契約数等の推移 電気通信サービスの料金の低廉化の状況 競争評価の実施状況 IP電話の指定数			電気通信事業における競争環境の整備			電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 プロードバンド契約数等の推移 電気通信サービスの料金の低廉化の状況 競争評価の実施状況 IP電話の指定数	毎年把握 毎月把握 毎四半期把握 毎年把握 毎年1回以上 毎年把握	毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。 (指標の現況) ○電気通信事業の市場規模: 第一種電気通信事業の売上高 16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移: 12,873社(平成16年12月1日現在) ○プロードバンド契約数等の推移 16,647,401契約(平成16年6月末現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成16年12月1日 フュージョン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間):平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	調査研究の実施 電気通信サービスに関する電子情報公開システムの維持・運用	電気通信事業法令の整備 各種ガイドライン等の整備 競争評価の実施	事業者等へのヒアリング 事業者等への周知 国際会議等

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユ ニ キ ス ネ ツ ト 社 会 (政策14) 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	p 実用化	18年度	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現状況は、地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの開発状況、難視聴解消による情報格差の是正状況等により表されるものであり、これらの施策について設定した指標及び目標値によるものである。	地上デジタル放送の利活用の推進	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	実用化	18年度	地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの利活用の推進のため、その具体像である携帯端末向け放送及びサーバー型放送の実用化の進捗状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。	地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業		
	サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	p 実用化	20年度			サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	実用化	20年度				
	アナログ周波数変更対策進捗率	c 100%	19年度									
	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	p 全127社	17年度									
	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	c 約2,700万世帯	17年度									
	BSデジタル放送受信世帯数	c 国民が多様なサービスを享受	18年度									
	CSデジタル放送視聴契約者数	c 国民が多様なサービスを享受	18年度									
	ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	c 約2,300万世帯	22年まで									
	難視聴解消世帯数	c 1,000世帯	17年度									
	衛星デジタル放送の普及					BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	毎月、把握する	毎年度	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。	放送法令・電波法令 免許制度整備	国民への情報提供 衛星放送の在り方の検討	
（u - J a p a n ） の 実 現 等	国際放送の推進			国際放送の実施状況		毎月、把握する	毎年度	国際放送の推進については、国際放送の実施状況を毎月把握する。	日本放送協会交付金(短波国際放送)			
	ケーブルテレビの普及・高度化			ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況		ほぼ100%	22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「e-Japan重点計画-2004」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	財政投融資、税制事業者への周知等		
	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消			難視聴解消世帯数		1,000世帯	17年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業	国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報バリアフリーに関する検討		

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値 目標年度 政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値 目標年度 施策の指標及び目標の設定についての考え方			予 算	制度の企画等	情報提供その他
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方						
ユビキタスネット社会 (政策15) 社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進	地域公共ネットワークの全国整備率 情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの活用状況 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立 非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況 研修受講者数 ベンチャーエンジニアに対する助成の成果(特許等出願率) 適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	c 全自治体に普及	22年度	社会・経済のIT化の推進及びIT利活用の促進の実現の状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、これら施策について設定した指標及び目標値のうち、特に国民や企業、社会にとって政策に関わる状況がどのようにあるかを示す左記の指標及び目標値によるものである。	地域の情報化の推進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	17年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan重点計画2004に基づくものである。 (指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 63.4% (2008地方公共団体)(平成16年7月現在)	地域インターネット基盤施設整備事業等 地域インターネット導入促進事業 地域情報化総合支援事業	地域インターネット基盤施設整備事業等 地域インターネット導入促進事業 地域情報化総合支援事業	財政投融資、税制				
		p ネットワークの構築	18年度	(指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 63.4% (2008地方公共団体)(平成16年7月現在)	沖縄国際情報特区構想の実現	沖縄に進出した情報通信関連企業数などの企業集積状況	対前年度比増	22年度までの各年度	沖縄国際情報特区構想の推進方策のうち、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成の方策により、国民にとって施策に関わる状況がどのようにあるかを表す「沖縄に進出した情報通信関連企業の集積状況」といった主な指標によることが適当である。また、目標年度についても同構想の計画最終年度とする。	IT産業等集積基盤整備事業等 沖縄振興計画	沖縄振興特別措置法 沖縄振興計画	情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区(税制措置)				
		p 国民のための情報セキュリティサイトの運営	17年度	(指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 63.4% (2008地方公共団体)(平成16年7月現在)	コンテンツの流通促進	実証実験等の状況	システムの実証	17年度 19年度	社会・経済のIT化の推進及びIT利活用の促進への貢献の状況を示すコンテンツの流通を促進するための実証実験等の状況の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値は「e-Japan重点計画2004」及び「知的財産推進計画2004」に基づくものである。	Web情報のアーカイブ化の促進 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証						
		p セキュリティ品質評価手法の確立	18年度	○ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率) 109.8% (平成16年6月調査) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6.1% (平成14年)	電子商取引の普及発展	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	講演活動の実施4回以上	21年度	電子商取引の普及発展には国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動が重要であることから、その状況を示す左記指標により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況 8回実施予定(平成17年1月～2月)	研究開発	電子署名及び認証業務に関する法律等	財政投融資事業者に対する要請、国民への普及啓発				
		p ネットワークの構築	17年度		情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策の実施状況	研究開発等の状況の公表等 ネットワークの構築	17年度 18年度	政策目標の実現への貢献の状況を示す「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく措置状況、非常時における通信確保のためのネットワーク・ガイドラインの活用状況、国民に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立、技術基準不適合設備に関する実態調査等の指標により、本施策の進行管理をするものである。 なお、目標値は特定電子メール法第12条や各システムの運用想定期等により設定している。	特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究その他の消費者支援策の推進 相互利用のガイドラインの策定	関係法令等の整備 税制 電気通信事業者、国民への情報提供	苦情相談の対応 情報セキュリティ対策の検討 国際標準化活動への寄与 防災関係機関、国民への情報提供				
		c 12,000人	17年度		情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況 ・非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの構築及び活用状況 ・特定無線設備等による混信等の未然防止等 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発	基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施 国民のための情報セキュリティサイトの運営	17年度 17年度	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価尺度に係る調査研究 電気通信機器の基準認証制度に関する調査の実施等	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価尺度に係る調査研究 電気通信機器の基準認証制度に関する調査の実施等	非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究 「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度創設の推進	非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究 「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度創設の推進			
		c 80%	17年度		情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立	セキュリティ品質評価手法の確立	18年度								
		c 20%	22年度		情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況	ネットワークの構築	17年度								

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策) 左記政策の主な指標 (参考となる指標)					施 策 左記施策の主な指標	左記施策の主な指標 左記指標にかかる目標値 目標年度 政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施) 予 算 制度の企画等 情報提供その他			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算 制度の企画等 情報提供その他			
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (政策15)続き 社会・経済のIT化 の推進及び安心・ 安全な利用環境の 整備等によるIT利 活用の促進 （u - J a p a n ） の 実 現 等						情報通信分野 の人材育成	研修受講者数	12,000人	17年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。 (指標の現況) ○研修受講者数 10,800人を対象(平成15年度まで)	人材研修事業支援 事業 高度情報通信人材 育成プログラム開 発事業		
						情報通信ニュー ビジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(特 許等出願率)	80%	17年度	ITベンチャーにとって、技術開発に伴う特許等の取得は成功の鍵とされているため、特許等出願率を指標及び目標として、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等 出願率) 109.8% (平成16年6月調査)	ベンチャー企業へ の助成等		ベンチャー企業 への情報提供 財政投融資、税 制
						情報バリアフ リー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字 幕放送時間の割合	100%	19年度	情報バリアフリー環境の整備の実現への貢献の状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行管理を行うものである。 目標値については、平成19年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目指とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計画-2004(平成16年6月)にも定められているものである。	字幕番組・解説番 組等の制作促進事 業 高齢者・障害者向 け通信・放送サービ ス充実研究開発助 成金 等		国民、地方公共 団体、NPO、民 間企業等への 情報提供 情報バリアフ リーに関する検 討
						テレワーク・SO HOの推進	適正な就業環境の下でのテレワーカー が就業人口に占める割合	20%	22年度	テレワーク・SOHOの推進への貢献の状況を示す、適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業人口に占める割合の状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan戦 略IIに基づくものである。 (指標の現状) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業 人口に占める割合 6.1% (平成14年)	テレワーク・SOHO の推進のための施 策の実施		国民、民間企業 等への情報提 供 テレワーク・SO HOの推進に關 する検討

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野 (実績評価対象政策)	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他		
ユ ニ キ ス ネ ツ 社 会 (政策16) 世界最先端のワイ ヤレスプロードバン ド環境実現を目指 した公平かつ能率 的な電波利用の促 進	超高速インターネット衛星の研究開発の状況 ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	p p c	実用化 実現 10万人	22年度 17年度 17年度	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備の施策の実現状況により表されるものであり、これらの施策について設定した施策及び目標値によるものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人(暫定値) (平成15年度末)	新たな電波利用システムの導入	超高速インターネット衛星の研究開発の状況 ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	実用化 実現	22年度 17年度	新たな電波利用システムの導入への貢献の状況を示すITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。	ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究 ITS利活用推進のための調査開発	電波法令の整備	免許人等への情報提供
		電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施 ①770MHz以下 ②770MHzを超える3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの 電波の有効利用の推進方策に係る制度の改正等の検討の進捗状況	17年度 (①を実施) 17年度 17年度	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するものである。 電波再配分のための給付金 電波資源拡大のための研究開発 無線システム普及支援事業(仮称) 電波利用料制度の見直し		電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化 電波登録制度の導入 電波利用料制度の見直し	給付金制度の導入 電波登録制度の導入	無線局に関する情報の提供 電波の利用状況の調査・公表・評価				
		既整備地域での施設更新及び性能向上技術基準の策定等への成果の活用状況 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備	実現 成果の活用 —	19年度 21年度 18年度	電波利用の適正化・効率化による電波の有効利用及び安心で安全な電波利用環境の整備の状況を示す左記の各指標及び目標により施策の推進を図る。		電波監視施設の整備・維持運用 周波数逼迫対策事務 電波の安全性に関する調査等						
		電波の安全性に関する講演会の開催状況	各地方局2回	17年度									
		電波利用環境の整備	過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人(対平成14年度比)	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人(暫定値)(平成15年度末)		移動通信用鉄塔施設整備事業 電波遮へい対策事業						

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユ ビ キ タ ス ネ ッ ト 社 会 (u - J a p a) の 実 現 等	(政策17) ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合 ITU、IETF等における標準提案の件数	c 80% 20件程度	17年度 17年度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。 (指標の現況) ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における重点領域の研究開発の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合 外部評価の実施回数	80% 2回以上	17年度 17年度	研究開発を推進する活動の成果を総合かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題	
						情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出	同上	同上	同上	同上	競争的研究資金制度による研究開発課題	
						情報通信に関する標準化の推進	国際的な連携に係る会合の開催 ITU、IETF等における標準提案の件数	1回以上 20件程度	17年度 17年度	国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標並びに国際標準化機関等に対する活動の成果を表す数値的指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○国際的な連携に係る会合の開催 4回 ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における標準化活動の強化 国際的次世代情報通信網共同研究の推進 情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究 競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型) 等	
(政策18) グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	c —	—	—	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間における課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標・目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況(協力関係)	二国間定期協議、政策対話の実施状況と成果及び情報通信に関する意見交換の実施状況等	1回以上	17年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献状況を示す我が国情報通信行政の国際理解の推進等の状況、研究開発実証実験の効果を測定する左記指標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	電気通信に関する国際政策協議の開催 国際機関等への拠出金の支出等 国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験 アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発 アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	二国間における協議等 国際機関等における協議等	
	アジア・ブロードバンド計画の推進状況(人材関係)	p 10か国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	20年度	—	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等	1回以上	17年度	国際共同研究開発及び共同実験の実施状況	国際IX形成のための技術、衛星基盤技術、ユビキタスプラットフォーム技術の研究開発の進捗状況並びに電子商取引プラットフォーム基盤整備及び多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備		

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
郵政事業改革の推進	(政策19)	日本郵政公社の監督の状況 (命令、報告等)	p —	17年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環とする。	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等) 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究 日本郵政公社の経営基盤の確立	—	17年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を講ずることとしている。しかし、日本郵政公社の監督の状況についてには、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究については、日本郵政公社の経営基盤の確立に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	郵政公社(郵便業務)に対する監理 郵政公社に対する業績評価の実施に伴う調査研究 社会経済環境の変化が郵便貯金・簡易生命保険に及ぼす影響等に関する調査研究 郵便を取り巻く市場環境に関する調査研究 諸外国における郵便貯金制度に関する調査 諸外国の生命保険事情に関する調査 簡易保険に関する基礎調査 諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究 地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進 個人金融に関する調査	業績評価、経営改善命令	業績評価の公表
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	p —	17年度	郵政事業に係る制度の企画立案の状況 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	—	17年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させ、必要な措置を講ずることとしている。しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化するものであり、その年度において実施した制度の企画立案の内容により本施策の進行管理をするものである。併せて、郵政事業に係る制度の企画立案に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	各調査研究について所期の成果を達成	各調査研究について所期の成果を達成	各調査研究について所期の成果を達成	制度の企画・立案
		地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進	c 0	17年度	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	—	17年度	地域の拠点としての郵便局ネットワークの推進を図るために、調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理をするものである。				

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
郵政事業改革の推進	(政策20) 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際郵便関係機関等の会議の出席状況 UPU活動への人的、財政的貢献	p 年間3回以上 p 職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968,000スイスフラン、173百万円相当)	17年度 17年度	国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。 (指標の現況) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)	国際協調・貢献の推進	国際郵便関係機関等の会議の出席状況	年間3回以上	17年度	国際郵便分野に関し、二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国政策を的確に反映し、実現することを可能とするとの観点から、同指標等を設定している。 国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。 (指標の現況) ○国際郵便関係機関等への会議の出席状況 5回(平成16年度) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)	国際会議等への出席 万国郵便条約等の改正 国際機関への分担金の拠出 等		
		事業者数 (参考となる指標) 事業者の参入状況	c — c —	—	本政策は、信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況を測る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づく事業への参入については、最終的に各事業者の経営判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値をあらかじめ設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、地域別の参入事業者の分布等、事業者数のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。 (指標の現況) ○事業者数 74社(平成16年末)	信書便分野の振興	地方事業者説明会への開催回数 地方事業者説明会等への参加事業者数	各地方局1回以上 全国400社以上	17年度 17年度	本件施策に関し、事業者の参入を促進し、利用者の選択の機会拡大に資するため、各地方局において事業者説明会等の周知・広報活動を年1回以上実施することとし、参加事業者に対し参入の手引きを配布することとする。 (指標の現況) ○信書便事業説明会の開催回数 各地方局2~3回開催(平成16年) ○信書便事業説明会への参加社・団体数 662社・団体(平成16年)	信書便事業者に対する監理 諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査		説明会の開催 申請マニュアルの調製・配布

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標		左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
(政策22) 火災・災害等による被害の軽減	住宅火災による死者数	c 減少	17年度	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。	火災予防対策の強化	小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 危険物施設における事故件数	違反率の低減 事故件数の低減	17年度 17年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。 (指標の現況) ○小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 35.7% (平成15年12月31日現在) ○危険物施設における事故件数 540件 (平成15年中) 「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	消防法等に係る違反是正指導等に要する経費 危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等	消防法	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
	小規模雑居ビルの消防法令違反率	c 減少	17年度									
	放火火災件数、割合	c 減少	17年度									
	危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移	c 減少	17年度	(指標の現況) (火災) ○発生件数 15年中 56,333件 ○死者数 15年中 2,248人 (災害) ○死者・行方不明者数 15年中 62人								
	自然災害による死者・行方不明者数	c 減少	17年度									
	緊急消防援助隊の隊数	p 概ね4,000隊	20年度		地域防災力の強化							
	消防職員及び消防団員数	p 100万人	17年度			緊急消防援助隊の隊数 自主防災組織の組織率	概ね3,000隊 75%	20年度 20年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。	消防補助金等 消防庁ヘリコプターの整備	消防組織法	災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
	自主防災組織の組織率	c 75%	20年度			消防団員数 防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	100万人 (うち女性10万人) 緊急性の高い5,134棟	17年度 19年度	(指標の現況) ○緊急消防援助隊の隊数 2,821隊 (平成16年4月1日現在) ○自主防災組織の組織率 62.5% (平成16年4月1日現在) ○消防団員数 919,105人 (うち女性13,148人) (平成16年4月1日現在)			国民への啓発
	市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	p 二	二									
	公共施設等の耐震化率	c 二	二									
(政策23) 国民保護体制の整備	消防庁防災情報システムの接続団体数の推移	p 向上	17年度		地方公共団体における対応力の強化							
	市町村防災行政無線の整備率の推移	p 75%	20年度			都道府県・市町村における訓練の実施率 防災行政無線の整備率	実施率の向上 整備率の向上 (同報系75%)	17年度 17年度 (20年度) 17年度	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。また、市町村が適切な国民保護体制を早期に整えるのに必要なモデル計画を作成することを目標とする。 (指標の現況) ○防災行政無線 (同報系) の整備率 67.8% (平成15年度末現在)	消防補助金等		消防白書の作成・公表
	都道府県の国民保護計画の策定率	p 100%	17年度	有事・テロ等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な国民保護体制の整備状況について、国民保護計画の策定率を指標とするものである。目標年度は国が平成16年度中に基本指針を策定する予定であることなどを考慮して左記のとおり定めた。								
	市町村国民保護計画の策定率	p 100%	18年度									
	都道府県における防災・危機管理体制の設置状況	p 二	二									
(政策24) 救命率の向上	訓練の実施状況	p 二	二		救急業務の充実・高度化							
	市町村防災行政無線の整備率 (再掲)	p 75%	20年度									
	救命出場件数の推移	p 二	二	救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にするものである。		救急救命士の数 救急資機材の整備状況	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置 全救急隊の85%の隊 (救急救命士が配置された救急隊) に高規格救急自動車を配置	20年度 20年度	救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。 (指標の現況) ○心肺停止傷病者の救命率 6.2% (平成15年中)	消防補助金等	消防法	講習の実施等 消防白書の作成・公表
	救急隊数の推移	p 二	二									
	消防・防災ヘリコプターによる災害出動の推移	p 二	二									
	都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況	p 二	二									
	救急救命士制度の導入による救命率の向上	c 向上	17年度									
	高度な救急救命措置の実施状況の推移	p 二	二									
	救急救命士の配置された救急隊の割合及び救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	p 全救急隊の85%に救急救命士を1人以上、高規格救急車を配置	20年度									
	教育訓練を受けた救急隊員の数	p 二	二									
	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率	c 二	二									
	心肺停止傷病者への応急手当実施率	c 二	二									
	救命講習実施回数・救命講習受講者数	c 二	二									

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標		左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	
国民の安心安全の確保	(政策25) 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施 ・指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。) 「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 ・地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になつた」または「参考になった」と回答した者の割合) ・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 ・統計データフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 ・国際会議等への参画状況及び成果 統計法制度見直しの検討状況 統計調査の実施状況 統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等	c — p 20調査(程度) c 100% p 80% c 80% p — p 二 p 10件 p ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件	— 17年度 17年度 17年度 — 19年度 17年度 17年度	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するためには、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。 (指標の現況) ○「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 25件(平成15年度) ○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成15年度) ・地方公共団体の職員 98.6% ・登録調査員中央研修 78.1% ・登録調査員実務研修 89.8% ・登録調査員指導者研修 75.0% ・地域ブロック別登録調査員研修(九州ブロック) 78.1% ○統計調査員任命数に占める統計調査員の割合 78.7%(平成15年度) ○統計データフェアの入場者数を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ○ファイル数:約98万件(平成16年12月末現在) ○アクセス件数:約226万件(平成16年4月~12月)	指定統計調査及び承認統計調査の審査件数 「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数) 標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数) 「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数	指定統計調査45件(程度) 承認統計調査160件(程度) 25回(程度) 25回 4回 100調査(程度)	17年度 17年度 17年度 17年度 17年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成15年度) ・指定統計調査 47件 ・承認統計調査 146件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 29回(平成16年4月から12月) ○産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数) 22回(平成15年度) ○標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数) 3回(平成15年度) ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 83件(平成15年度)		統計法、統計報告調整法 統計調査を定める産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)	産業連関表の作成 標準統計分類の策定
				地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の実施状況 登録調査員の確保状況 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保	受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になつた」または「参考になった」と回答した者の割合) 100% 登録基準数に対する登録比率100%超 「統計の日」に関連した普及・広報活動実績	17年度 17年度 17年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す地方公共団体への支援の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の実施状況(受講者の満足度)(平成15年度) ・地方公共団体の職員 98.6% ・登録調査員中央研修 78.1% ・登録調査員実務研修 89.8% ・登録調査員指導者研修 75.0% ・地域ブロック別登録調査員研修(九州ブロック) 78.1% ○登録調査員の確保状況 登録基準数に対する登録比率 111.8%(平成15年度) ○「統計の日」に関連した普及・広報活動実績 官庁統計シンポジウムの参加者数 260人(平成16年度) ○統計データフェアの入場者数 2,600人		「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	地方統計主管組織への支援 統計調査員確保対策事業 各種行事の実施・支援		

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

指標欄の「p」はアウトプット指標、「c」はアウトカム指標

参考資料 4

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
国民の安心安全の確保	(政策25) 続き 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供					統計に関する国際協力の推進 統計の基本に関する統計の作成 統計情報の的確な提供	国際比較可能データの提供 統計関係国際会議への対応状況	提供数 300件(程度) 出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	17年度 17年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す国際協力の状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○国際比較可能データの提供 提供数 229件(平成15年度) ○統計関係国際会議への対応状況(平成15年度) 出席件数 16件 出席者数 33人		国際比較可能データの提供 統計関係の国際会議への参加
							統計調査の実施状況	統計調査等の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 1件	17年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査の実施状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものである。		統計調査の企画・立案
							統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・総合統計書の刊行	ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件 アクセス件数:約90万件 収録統計表数:約9万表 アクセス件数:約12万件 年刊6冊、月刊2冊	17年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す提供情報の量及びその利用状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、当該指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・ファイル数:約98万件(平成16年12月末現在) ・アクセス件数:約226万件 (平成16年4月～12月) ○統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・アクセス件数:約43万件 (平成16年4月～12月) ○各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・収録統計表数:約10万件(平成16年12月末現在) ・アクセス件数:約10万件 (平成16年4月～12月) ○総合統計書の刊行 ・年刊7冊、月刊2冊、その他1冊 (平成15年度)		
(政策26)	(政策26) 受給者の生活を支える恩給行政の推進 ◎	(参考となる指標) 毎年度の受給者数、毎年度の恩給年額 受給者等の恩給に対する理解度 受給者等の支給手続上の負担軽減度	p c c	本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	恩給年額の適正な改定	恩給改定措置予算案の作成 恩給法改正法案の国会提出	—	—	恩給年額の適正化を図るためにには、物価、公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	恩給年額改定の企画・立案		
							相談会等の開催回数・参加者数 恩給相談件数 広報資料の配布部数 住民基本台帳ネットワークの活用件数 恩給請求の処理期間	— — 約121万部 延べ約484万件 前年度の処理期間	— — 17年度 17年度 17年度	受給者等に対するサービスの向上を図るために、受給者等の恩給に対する理解の向上を図ることともに、受給者等の負担軽減に努めることが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。左記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○広報資料の配布部数 約126万部(15年度) ○住民基本台帳ネットワークの活用件数 約517万件(15年度)	住基ネット利用	相談会等の開催 広報資料の作成・配布

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないもの(◎の政策)については、「参考となる指標」の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価しています。

※ 下線を引いた指標等は、本年度の評価を行う上で有効であるため追加又はあらかじめ設定した指標等を見直したもの指します。

※ 目標年度について「毎年度」を「17年度」に見直した指標等があります。